

災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会九州支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務（以下「業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、九州地方整備局管内において地震・大雨等の自然災害及び予期できない災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合の、「乙」又は「甲が特定する乙の会員」が実施する応急対策業務に関し、業務の実施内容等を定め、もって、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、九州地方整備局管内とする。

（業務の実施内容）

第3条 甲又は甲の所掌する事務所等の長（以下、「事務所長等」と言う。なお、事務所等とは、九州地方整備局の事務所及びダム管理所を言う。）は、乙又は乙の会員に第2項に規定する業務を要請することができるものとする。なお、要請は原則として書面によるが、緊急の場合は口頭または電話等により行い、後日速やかに書面で要請手続きを行うものとする。

2 乙又は乙の会員の業務は以下の事項とする。

(1) 乙は、甲の要請により応急対策工事に関連しない建設資機材等を調達するものとする。

(2) 乙の会員は、甲の要請により被災施設等の状況調査・応急対策等を行うものとする。また、乙は、要請先選定の判断に必要な契約実績等の情報を事前に甲に提供するものとする。また、甲が乙の会員へ要請した場合は、甲乙が情報を共有するものとする。

3 乙又は乙の会員は、甲から要請があった場合には、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。

4 上記に係る手順の詳細については、別に定めるものとする。

（業務の実施体制）

第4条 甲及び乙は、緊急連絡先名簿を作成し、毎年度当初に確認するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

2 乙は、支部内の連絡体制表を作成し、毎年度当初に甲に提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

3 乙は、業務を早急に実施できるように予め必要な建設資機材等の調達方法についての実施体制表を作成し、毎年度当初に甲に提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。

(契約の締結)

第5条 甲は、第3条第2項(1)に基づき建設資機材等の調達業務を実施させるときは、乙と遅滞なく契約を締結するものとする。

2 甲は、第3条第2項(2)に基づき特定した乙の会員と遅滞なく業務の内容に応じた契約を締結するものとする。

(地方公共団体等からの要請に基づく措置)

第6条 甲は、地方公共団体等から被災地域の救援・救護又は復旧活動等のために必要となる資機材等の調達・運搬及び設置の要請があったときは、乙にこれらの業務の実施を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別な理由がない限り、可能な範囲でこれに応じるものとする。

(業務の実施範囲の特例)

第7条 甲が他の地方整備局等から要請を受け、特に必要と判断した場合、第2条の業務の実施範囲以外における第3条第2項(1)に規定する応急対策工事に関連しない建設資機材等の調達の要請を乙に行うことができるものとする。また、第3条第2項(2)に規定する被災施設等の状況調査・応急対策等業務の要請を乙の会員に行うことができるものとする。ただし、この場合は、「九州地方整備局管内」を「他の地方整備局等管内」と読み替えるものとする。

(有効期限)

第8条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。

なお、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

2 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により、本協定は廃止することができるものとする。

なお、申し出の時期は廃止する期日の1箇月以前とする。

(その他)

第9条 第6条第1項及び第7条に伴う費用負担等、この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成25年10月 1日

甲 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局長

岩崎泰彦



乙 福岡市博多区博多駅前4丁目3番22号

一般社団法人日本建設業連合会九州支部長

相川善郎



【運用】

「災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務に関する協定書」
（以下「協定書」という。）第3条（業務の実施内容）、第4条（業務の
実施体制）に関する運用について

（本官（本局）契約の場合）

平成25年10月 1日

九州地方整備局企画部

防災課長 川野 晃



一般社団法人日本建設業連合会九州支部

事務局長 有村 登



【協定書第3条第2項（1）関係】

- ① 九地整本部長は日建連九州支部長と協定書第5条により契約を締結した後、協定書第3条第2項（1）に規定する業務の指示等を行う。

【協定書第3条第2項（2）関係】

- ② 一般社団法人日本建設業連合会九州支部（以下「日建連」という。）は、九州地方整備局管内での契約実績の情報を契約の都度、日建連の工事箇所登録システムに登録するものとするが、九州地方整備局発注工事に限らず、九州で受注した一定規模（工期1年以上かつ技術者を複数名（3名以上が目安）配置する工事。上記条件に当てはまらない工事中も支援要請に協力できると判断される場合は登録することができる。）の土木工事の契約実績とし、登録する情報は工事名、発注者名（担当部署名）、受注者名（担当部署名）、契約額、施工場所、工期、発注者の連絡先（発注部署責任者の電話番号）、受注者の連絡先（受注担当責任者正副2名程度の電話番号）とする。また、この情報は、パスワードにより九州地方整備局と日建連事務局のみで閲覧できるものとする。

- ③ 九州地方整備局災害対策支部（以下「九地整支部」という。）長は、災害時協力業者では対応が困難な事象が発生、又は発生のおそれがある場合は、九州地方整備局災害対策本部（以下「九地整本部」）長へ支援要請を行う。

- ③-1 協定書第3条により要請する場合、九地整本部長は日建連の会員に要請を発出するよう九地整本部に指示する。

- ④ 九地整本部は、日建連と情報共有している契約実績の情報に基づき、「災害応急対策

協力調書（様式1）」（以下「調書」という。）により災害応急対策業務の実施の可否を日建連の会員に確認後、業務を実施する会員を特定し、その会員（以下「特定会員」という。）に要請する。また、会員は九地整本部から要請があったことを日建連事務局に報告する。

具体的な流れは、九地整本部→支店等への応急復旧の依頼→現場事務所へ確認→支店等へ対応可能な回答→九地整本部の特定会員決定となるが、災害応急対策業務の実施にあたり、現場事務所の判断として発注機関の承諾が必要な場合は、九地整本部より発注機関に協力要請を行うものとする。

⑤ 九地整本部長は、当該事務所長等に災害応急対策業務を契約締結する特定会員の通知を行う。

⑥ 九地整本部は、日建連に会員に要請したことを報告する。

⑦ 九地整本部長は、特定会員と遅滞なく災害応急対策業務の契約を締結する。

⑦-1 九地整本部長は契約した会員（以下「契約会員」という。）を事務所等へ通知する。

⑧ 九地整支部長は契約会員に災害応急対策業務の指示等を行う。

【協定書第4条関係】

⑨ 協定書第1項の緊急連絡先名簿、第2項の支部内の連絡体制表、第3項の乙の建設資機材等の調達実施体制表は、毎年度5月までに作成し、防災課長に提出するものとする。また、変更が生じた場合は、速やかに提出するものとする。

※ 現場の状況により分任官（事務所）契約が想定される場合は、②-1～⑥の「九地整本部長」を「九地整支部長」に「九地整本部」を「九地整支部」に読み替えるものとする。